平成 27 年 11 月５日

乗馬施設での事故に御注意ください

乗馬は、日常の生活とは異なる環境の中、気軽な体験から技術の習得まで様々なレベルで楽しめるスポーツですが、馬という生き物と共に行うことによる事故も発生しています。

消費者庁には、落馬し骨折した、馬にかまれてけがをした等の事故情報が 40 件寄せられており、そのうち 13 件は治療期間が１か月以上の重傷でした（平成 21 年９月から平成 27 年９月末日までの登録分）。事故は、乗馬クラブでの初心者による乗馬や、観光地などでの乗馬体験で多く起きています。

安全な乗馬を楽しむために、次の点に注意しましょう。

・乗馬クラブを選ぶ際は、指導者や施設等の安全管理対策について確認しましょう。
・観光地などで乗馬をする際は、自分のレベルにあった乗馬をするようにしましょう。
・乗馬中は必ずヘルメットなどの安全装具を装着し、馬を驚かすような行動は避けましょう。

１．消費者庁に寄せられた事故情報の概要

消費者庁には、乗馬中の事故情報が事故情報データバンク[1]に 25 件、医療機関ネットワーク[2]に 15 件、合計 40 件寄せられています[3]（平成 21 年９月から平成 27 年９月末日までの登録分）。

事故の内容は落馬が 29 件と最も多く、馬にかまれる（４件）、馬に蹴られる・踏まれる（３件）などが見られます。事故のうち 13 件は、骨折等で治療期間が１か月以上の重傷となっています（図１）。

事故の発生状況を見ると、乗馬クラブにおける初心者による事故が最も多く（13 名）、観光地などでの乗馬体験中に事故に遭った人も７名いました（図２）。事故は 10 歳未満から 70 歳代まで幅広い年代で発生しています（図３）。

[1] 「事故情報データバンク」とは、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」及び「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成 22 年４月運用開始）。事実関係や因果関係が確認されていない事例を含む。

[2] 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関（平成 27 年 10 月時点で 30 機関）から事故情報を収集し、再発防止に活かすことを目的とした消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業（平成 22 年 12 月運用開始）。

[3] 件数は本件注意喚起のために特別に精査したもの。

図1　乗馬事故の内容と危害の程度

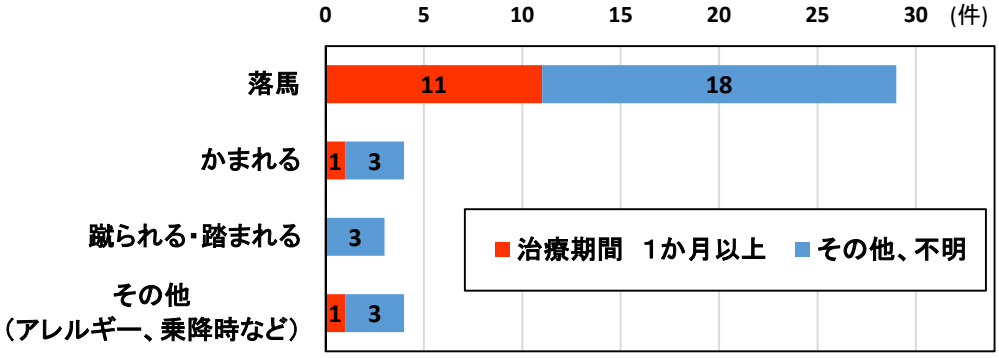

図2　事故発生場所と被害者の乗馬歴

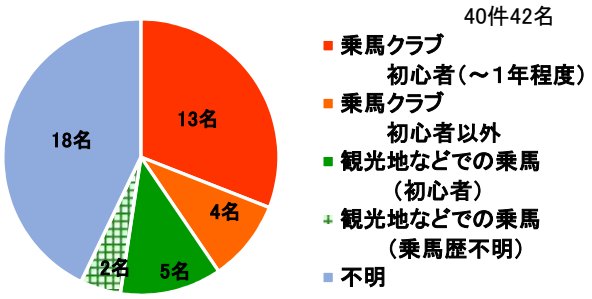

図3　被害者の年代

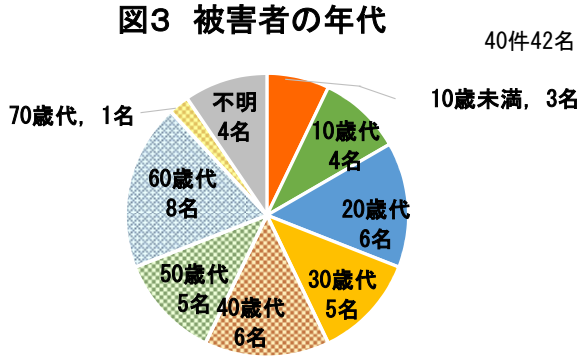

２．事故事例

【事例１】旅行先の乗馬体験での落馬事故

乗馬クラブで、インストラクター付きの乗馬体験をしていた女性３名が、暴れた馬から落ち、１名が腰椎圧迫骨折の重傷、２名がけいつい捻挫の軽症。

（事故発生年月　平成 27 年４月　60 代女性、重症；他２名軽症）

【事例２】乗馬クラブでの落馬事故

乗馬クラブでスタッフからのレッスン中、馬が尻を跳ね上げる動作をしたため落馬し、第一腰椎圧迫骨折等の重傷。

（事故発生年月　平成 26 年４月　50 代女性、重症）

【事例３】乗馬クラブでのかみつき事故

３週間前に入会した乗馬クラブで引き馬中に馬に右腕をかまれ傷口が化膿。

（事故発生年月　平成 25 年４月　50 代男性）

３．消費者へのアドバイス

馬は生き物であり、周囲の環境の変化や騎乗者の行為等により、思わぬ行動や急激な動きをして、重篤な事故につながることがあります。こうしたリスクを認識し、安全に乗馬をするために、以下の点に留意しましょう。

（１）乗馬クラブを選ぶ際に

定期的に乗馬をするのは、乗馬クラブでの活動が中心であるため、安全な乗馬を楽しむためには乗馬クラブを慎重に選ぶことが重要です。選ぶ際には、クラブの安全管理対策について確認しておきましょう。

以下のチェックポイントに関し説明を求め、自分で納得ができるクラブを選びましょう。

＜乗馬クラブのチェックポイント＞

〇良い指導者・指導者が適正な指導を行っているか
・指導者の目が行き届いているか

〇良い馬　・自分のレベルに合った馬に乗れるか
・調教がしっかりされているか

〇良い環境　・馬場や馬小屋が整備されているか
・装具が整備されているか

〇その他　・事故が発生したときに補償される傷害保険や賠償保険が整備されているか[4]
・荒天時などの対応がとられているか
・危険に対しての注意などが告知されているか

＜参考＞公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会[5]では、優良乗馬施設の認定や、乗馬指導者の資格認定を行っています。

（２）観光地などで乗馬をする前に

観光地などで引き馬[6]や外乗[7]を含む乗馬体験をする際には、次のことに留意しましょう。

・自分のレベルに適した乗馬ができるか（自分の技術を過信しない。）。

---

[4] どのような事故に対して補償されるのか、また、保険金額や補償されない場合（免責事項）について、内容をよく確認することが大切です。
また、乗馬の条件として乗馬クラブの責任の一部又は全部の免責（「保険の責任の範囲内において賠償請求を認める」等）に同意することを求められることがありますが、同意する場合には、その内容をよく確認することが大切です。なお、乗馬クラブが法的責任を一切負わないことを規定する等、消費者に一方的に不利な契約内容は消費者契約法等により無効となる場合があります。

[5] 全国の乗馬クラブの施設・整備・指導員・乗用馬の質の向上による乗馬の普及振興を目的とした公益社団法人（URL：http://www.jouba.jrao.ne.jp/）。

[6] 指導者が手綱を持った馬に乗ること。

[7] 乗馬施設の中だけではなく、山道や森林、草原、海岸などで乗馬をすること。

・乗馬中はヘルメットなどの安全装具を装着させる安全対策がとられているか。
・自分自身の体調に問題（飲酒、傷病等）はないか。
・事故が発生したときに補償される傷害保険や賠償保険が整備されているか[4]。

（３）乗馬中や馬に接するときに

・乗馬をする際には、必ずヘルメットをかぶりましょう。手袋やバッグガード（上半身用のプロテクター）などの安全装具も装着しましょう。
・乗馬中や馬に接するときは、指導者の指示に従いましょう。自分の体調や馬の様子など不安なことがあれば、すぐに指導者に伝えましょう。
・馬は臆病で敏感な動物です。馬を驚かすような行動（大きな音を出す、急に動く等）は避けましょう。

（４）その他

万一、事故が起きた場合に備え、適切な保険（傷害保険や個人賠償保険など）にあらかじめ加入しておくことも大切です。

４．事業者への要請

公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会では、平成 26 年に乗馬施設の運営責任者と乗馬指導者を対象とした「乗馬安全マニュアル」を作成しています。

消費者庁は、各乗馬施設において、このマニュアルを踏まえた安全対策を徹底し、事故防止に取り組むよう同協会に要請しました。

＜本件に関する問合せ先＞
消費者庁消費者安全課　中川、伊東
TEL：03（3507）9137（直通）
FAX：03（3507）9290
URL：http://www.caa.go.jp/